



宮 崎 県 公 報

平成27年 6 月 4 日 (木曜日) 第 2697 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (道路保全課) 1	
公 告	

○軽油引取税に係る免税証の無効公告 (2 件) …………… (税務課) 2	
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 2	
○県宮土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 3	
○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産振興課) 3	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3	
○海岸法第 2 条の 3 第 1 項の規定による日向灘沿岸 岸海岸保全基本計画の変更…………… (河川課) 4	
病院局公告	
○落札者等の公告…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 371号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。
平成27年 6 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
おがわクリニック	延岡市大貫町 2 丁目1206番の 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 6 月 4 日から平成30年 6 月 3 日まで

宮崎県告示第 372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成27年 6 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ニコ調剤薬局	日南市	薬局	平成27年 6 月 1 日

宮崎県告示第 373号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成27年 6 月 4 日から平成27年 6 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年 6 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔1149番12地先から同郡同村同大字同字1179番 5 地先まで	平成27年 6 月 4 日

宮崎県告示第 374号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、平成27年 6 月 4 日から平成27年 6 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年 6 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字榎木1844番 1 地先から同郡同町南郷鬼神野字仁田ノ越1838番 1 地先まで	平成27年 6 月 4 日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成27年6月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
20ℓ券1枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
20ℓ券E 3400040
- 4 有効期間
平成26年4月8日から平成27年3月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
都城農業協同組合 江平給油所
- 6 紛失年月日
平成27年3月30日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成27年6月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
200ℓ券1枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
200ℓ券H 3403555
- 4 有効期間
平成26年9月22日から平成27年3月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
都城農業協同組合 沖水給油所
- 6 紛失年月日
平成27年3月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ南宮崎店
宮崎市大字田吉字山内 105-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 3,534㎡
(変更後) 4,077㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 本館建物北側 88台
(変更後) 本館建物北側 121台
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) なし
(変更後) 出入口1南側(駐輪場1) 8台
別館北側(駐輪場2) 10台
合計 18台
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 本館建物北側 54.0㎡
(変更後) 本館建物北側(荷さばき施設1) 54.0㎡
資材館建物東側(荷さばき施設2) 30.0㎡
合計 84.0㎡
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 本館建物北側 12.00㎡
(変更後) 資材館建物北側 24.81㎡
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前8時から午後8時まで
(変更後) 午前7時から午後9時まで
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前7時30分から午後8時30分まで
(変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで
- 4 変更する年月日
平成28年1月23日
- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 敷地東側
 - ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後8時まで
- 6 届出年月日
平成27年5月22日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成27年6月4日から平成27年10月5日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年6月4日から平成27年10月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成27年6月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
内城	都城市	ため池等整備事業	平成27年2月25日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、収去飼料の栄養成分に関する検査の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年6月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社工藤工務店 西臼杵郡高千穂町	同左	竹の力すくすく	平成26年3月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社コムテック 西諸県郡高原町	同左	Mowkids(キッズ)	平成26年5月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社コムテック 西諸県郡高原町	同左	MowStep(ステップ)	平成26年5月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
寿海酒造株式会社 日南市	同左	しょうちゅうかす(芋)	平成26年5月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	母ごのみ 30000	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	和一	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	アミノあんぶす18	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	かがやき 600	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	びーふまっしゅMO	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	ファイバーくろうし	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	ままマッシュ	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	なかなかビーフG 300	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	Aミックス	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
土持産業株式会社 都城市	同左	ときめき 400	平成26年11月	栄養成分-水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注)「飼料の名称」の欄中「(規)」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定による規格適合表示飼料であることを示す。

平成27年6月4日

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第187号	(株)森工務店	森 茂徳	宮崎県宮崎市大字島之内7060	特定	土木工事業	平成27年4月27日付けで廃業した旨の届	平成27年4月27日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-22)第 12753号	(株)松建	松本 成人	宮崎県日向 市大王町 1 -48	一般	タイル・れんが・ブ ロック工事業、鉄筋工 事業	平成27年 4 月 24日 "	平成27年 4 月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 13081号	(有)山内工業	山内 稔	宮崎県延岡 市北方町川 水流卯 705 - 1	一般	管工事業	平成27年 4 月 10日 "	平成27年 4 月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第2346号	(有)小玉工業所	小玉 幸生	宮崎県日南 市園田 1 - 3 -28	一般	左官工事業	平成27年 4 月 27日 "	平成27年 4 月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第6708号	(有)谷建設	谷 義春	宮崎県延岡 市北川町川 内名7729- 4	一般	土工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成27年 4 月 2 日 "	平成27年 4 月 2 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 10971号	ハナバタ	花畑 孝雄	宮崎県延岡 市北方町川 水流卯 541	一般	土工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、造園工事業	平成27年 4 月 28日 "	平成27年 4 月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第 12366号	晃成建設(株)	柳原 由美子	宮崎県西都 市大字調殿 1255- 1	一般	土工事業	平成27年 4 月 15日 "	平成27年 4 月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第 13326号	シンケンス タイル宮崎(株)	千田 功也	宮崎県宮崎 市吉村町南 田甲1059	一般	建築工事業、大工工 事業、屋根工事業、タ イル・れんが・ブロッ ク工事業、鋼構造物工 事業、内装仕上工事業	平成27年 4 月 21日 "	平成27年 4 月21日 (全廃業)

海岸法（昭和31年法律第 101号）第 2 条の 3 第 1 項の規定により
定めた日向灘沿岸海岸保全基本計画を変更したので、次のとおり公
表する。（「次のとおり」は、省略し、その計画書を宮崎県宮崎土
木事務所、宮崎県日南土木事務所、宮崎県串間土木事務所、宮崎県
高鍋土木事務所、宮崎県日向土木事務所及び宮崎県延岡土木事務所に
備え置いて縦覧に供する。）

平成27年 6 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年 6 月 4 日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量
宮崎県立 3 病院電子カルテシステム運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課整備担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1
号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1
号
- 5 随意契約に係る契約金額

58,387,392円

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当